

温泉資源の保護基準見直し 群馬県



乱掘削や枯渇が心配される群馬県内の温泉資源について、群馬県薬務課は5月18日までに、現在の温泉保護対策基準を見直すことを決定しました。平野部では1600メートルを超える掘削の禁止や、動力くみ上げは原則として毎分150リットル以下などの制限が設けられます。6月20日より施行になります。

基準は、温泉法などに基づいて各自治体が独自に設定します。県内の温泉が湧き出る量は減少傾向にあります。このままでは資源枯渇の可能性が指摘されているにもかかわらず、地下1000メートルを超える大深度掘削や汲み上げる湯量にこれまで規制がありませんでした。そこで群馬県は2004年6月、学識者などをつくる県自然環境保全審議会に基準のありかたを諮問しました。4月27日に審議会より、群馬県平野部に関する中間答申がありました。

中間答申は、前橋市、高崎市など地下1000メートル以下に温泉水がある平野部の24市町村を対象に以下のような事項を追加するよう求めました。

- ・ 掘削深度を1600メートル以内に制限
- ・ 既存源泉から2キロ以内の掘削禁止
- ・ 動力による汲み上げは毎分150リットル以下、1日200キロリットル(総量規制は毎分250リットル・1日350キロリットル)以下

答申を受け、群馬県は基準の指導要綱を改正し、6月20日から適用する方針です。草津や伊香保など、群馬県が「特別に保護が必要」と定める27温泉地を含んだ山間地域に関する温泉保護対策は同審議会が継続審議中で、最終答申に盛り込まれます。

資料:2005年5月19日付 毎日新聞

受注管理箇所 尾崎将道

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

